

バス・鉄道利用促進運動指針

1 県の取組み

- 1 毎月1日、11日、21日の「バス・鉄道利用促進デー」には、マイカー使用を控え、バス・鉄道を率先して利用します。
- 2 会議、イベント等は、可能な限り、バス・鉄道を利用できる施設で開催し、参加者にバス・鉄道の利用を呼び掛けます。
- 3 出張は、可能な限り、バス・鉄道等の公共交通機関を利用します。
- 4 パーク&ライド情報など、バス・鉄道利用促進に関する情報をホームページや各種媒体を通じて提供します。
- 5 市町村、関係団体等に対して、バス・鉄道の利用促進を呼び掛けます。

2 市町村の取組み（県が要請し取組みの可能な範囲で実施いただくもの。）

- 1 毎月1日、11日、21日の「バス・鉄道利用促進デー」には、マイカー使用を控え、バス・鉄道を利用します。
- 2 会議、イベント等は、可能な限り、バス・鉄道を利用できる施設で開催し、参加者にバス・鉄道の利用を呼び掛けます。
- 3 出張は、可能な限り、バス・鉄道等の公共交通機関を利用します。
- 4 広報誌等各種媒体を通じ、バス・鉄道の利用促進と「バス・鉄道利用促進デー」について広く住民に周知します。

3 バス・鉄道事業者の取組み

- 1 「バスの日」や「鉄道の日」などのイベントを活用し、利用促進のPRに努めます。
- 2 各種割引制度を拡充するなど、利用者サービスを実施します。
- 3 利用者の利便性を向上させる取組みに努めます。

4 県民に呼び掛ける取組み

- 1 毎月1日、11日、21日の「バス・鉄道利用促進デー」には、マイカー使用を控えバス・鉄道を利用しましょう。
- 2 観光・レジャー等は、できるだけ、バス・鉄道を利用しましょう。
- 3 環境にやさしいバス・鉄道の利用を心掛けましょう。